

令和 5 年 2 月 1 5 日

南相馬市農業委員会
2 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和 5 年 2 月 1 5 日(水) 午後 1 時 3 0 分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2 階会議室

1 . 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	1 1	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	1 2	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	1 3	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	1 4	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	1 5	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	1 6	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	出	1 7	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	欠	1 8	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	1 9	二 谷 純 市	出
1 0	森 秋 夫	出			

2 . 出席農地利用最適化推進委員

小高区 天野 浩一

鹿島区 鈴木 清教

原町区 小谷津弘隆

原町区 佐藤 光政

3 . 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

主 査 小守 愛

副主査 米本 一樹

主 事 平田 幸子

農政課

副主査 猪狩 達也

副主査 穴戸 達弥

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 5 号	専決処分の報告について
日程第 4	報告第 6 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 5	報告第 7 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 6	報告第 8 号	違反転用事案の報告について
日程第 7	報告第 9 号	農地法第 52 条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供について
日程第 8	議案第 12 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 9	議案第 13 号	農用地利用配分計画に係る意見について
日程第 10	議案第 14 号	南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
日程第 11	議案第 15 号	農地等の生前一括贈与による贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予継続届出に係る農業経営継続証明書の交付について
日程第 12	議案第 16 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 13	議案第 17 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 14	議案第 18 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 15	議案第 19 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可分）
日程第 16	議案第 20 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る買受適格証明願について（県許可分）
日程第 17	議案第 21 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 18	議案第 22 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 19	議案第 23 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 20	議案第 24 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 21	議案第 25 号	現況確認証明申請について
日程第 22	議案第 26 号	令和 5 年度標準農作業料金の決定について
日程第 23	議案第 27 号	南相馬市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定について

５．会議の概要

（開会 午後１時３０分）

議 長 只今より、令和５年２月定例総会を開会いたします。それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は、８番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号１６番委員、１７番委員、１８番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。２月１０日、福島市の「青少年会館」で開催された、「後期農業委員会会長・事務局長研修会」に参加しました。研修では、農業を取り巻く情勢と農業委員会が果たすべき役割に関する講話や、市町村が行う「地域計画の策定」に係るワンデスクシステムの活用について、説明を受けたところです。次に、２月１４日、第２回南相馬市都市計画審議会に出席いたしました。小高区中心部に産業の集積を推進するため、用途地域の変更について審議したところです。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第３、報告第５号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第１号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第５号専決第１号についてご説明いたします。議案書の２ページ及び３ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第１５条第１項に基づく、南相馬市農用地利用関係調整手続規程第２条により、案件１件につき調整委員２名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第４、報告第６号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の８番委員は本日欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 6 号について説明いたします。議案書の 4 ページになります。内容としては、去る 2 月 2 日午前 10 時より、南相馬市役所北庁舎 1 階打合せスペースにおいて、受け手 1 名、福島県農業振興公社 1 名、調整委員 2 名、事務局 1 名により開催いたしました。協議内容についてですが、公社側から、田について、10 アール当たり 30 万円で価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は、諸経費等含め 134 万 1,804 円となりました。この件は、議案第 12 号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど、審議の方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 5、報告第 7 号「農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 7 号についてご説明いたします。議案書の 5 ページになります。今回、1 件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 6、報告第 8 号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 8 号についてご説明いたします。議案書の 6 ページから 7 ページ、整理番号 1 番から 3 番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。整理番号 1 番については、昭和 45 年頃に亡き祖父が農地転用許可を得て取得しましたが、取得時の転用目的以外に使用していました。令和 4 年に相続により取得しましたが、土地調査を行ったと

ころ、地目が農地のままであることが判明したものです。整理番号２番については、平成２６年頃から隣接する山林に太陽光発電設備を設置して利用しています。今般、息子が住宅を建築するにあたり土地調査を行ったところ、太陽光発電設備を農地に越境して設置していることが判明したものです。整理番号３番については、令和５年１月１５日付けで、営農型太陽光発電に係る一時転用許可の期間が満了となりましたが、一時転用の更新を失念してしまったものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第７、報告第９号「農地法５２条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第９号についてご説明いたします。議案書の８ページ及び９ページになります。内容につきましては、令和４年１月から１２月までに農地法第３条及び農業経営基盤強化促進法により締結された賃貸借における賃借料水準を示したものととなっております。賃借料の標準的な水準を算定するため、平均値のプラスマイナス７０パーセントを超えるもの、いわゆる高すぎる、安すぎるというものについては除いております。なお、賃借料情報は議案第２６号の農作業料金表とともに、市の広報紙等で周知する予定となっております。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第８、議案第１２号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１２号についてご説明いたします。議案書の１０ページから１２ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政

課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次 に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第 12 号について説明いたします。議案書 10 ページから 12 ページとなります。所有権移転が 1 件、利用権設定が 4 件となります。所有権移転については、報告第 6 号にかかる内容となっております。また、利用権設定については、鹿島区一般地区が対象となっております。詳細については記載のとおりとなっております。なお、所有権移転の対価については、所有権移転調整会議において決定し、賃料については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次 に、日程第 9、議案第 13 号「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号 4 番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第 31 条の規定により、佐藤推進委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。事務局から整理番号 4 番の説明を求めます。

事務局 議案第 13 号整理番号 4 番についてご説明いたします。議案書は 14 ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次 に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第 13 号整理番号 4 番について説明いたします。議案書 14 ページとなります。利用配分計画が 1 件となります。こちらは、高平地区における耕作者変更

の手続きをするものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
佐藤推進委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、議案第13号「農用地利用配分計画に係る意見について」の残り全部を審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第13号の残りすべてについてご説明いたします。議案書は13ページから15ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第13号の残りすべてについて説明いたします。議案書13ページから15ページとなります。利用配分計画が19件で、整理番号1番から19番までは高平地区と鶴谷地区における耕作者変更になります。また、20番につきましては、受け手の法人化に伴い、耕作者変更の手続きをするものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 17番委員。

17番委員 整理番号18番について、使用貸借の無償とはどういう意味なのかお伺いします。

議 長 農政課担当職員。

農政課担当 こちらは、条件の悪い農地ということで捉えております。以上です。

議 長 １７番委員、いかがですか。

１７番委員 わかりました。

議 長 その他、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１０、議案第１４号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１４号についてご説明いたします。議案書の１６ページから３１ページになります。市が農業振興地域整備計画を変更するに当たりまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員よりご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第１４号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」をご説明申し上げます。編入につきましては９件、除外につきましても９件の合計１８件となります。編入のうち８件につきましては、基盤整備の鶴谷地区の一部地区編入に伴う農用地の編入となります。また、最後の１件につきましては、太陽光発電施設を設置したものの、測量等の錯誤があったため、今回編入すべき土地について申請があったものとなります。続きまして、除外についてですが、違反転用等が判明したものや、自宅兼店舗の建て替えができないため、当該地を除外申請するものになります。なお、差し替え資料の３１ページにつきましては、高平中部地区ほ場整備事業区域内で、園芸作物集出荷施設を整備するため、今回、除外申請するものになります。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 1 5 号「農地等の生前一括贈与による贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予継続届出に係る農業経営継続証明書の交付について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 5 号についてご説明いたします。議案書の 3 2 ページから 3 3 ページになります。農地等の生前一括贈与による贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予を受けている方について、農業経営を引き続き行っていることの証明を求める「農業経営継続証明書」の証明願出が、贈与税納税猶予が 1 0 件、不動産取得税徴収猶予が 8 件ございます。なお、総会において承認されますと税務署及び県税事務所へ農業経営継続証明書を提出することとなっております。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 1 6 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 6 号についてご説明いたします。議案書の 3 4 ページ、申請番号 1 番及び 2 番について、詳細については記載のとおりです。補足としまして、申請番号 1 番については、譲受人が高齢ですが同居の家族と一緒に農業に従事することから、妥当と判断しております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 3、議案第 1 7 号「農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の

許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第17号についてご説明いたします。議案書の35ページから42ページ、申請番号1番から30番について、詳細については記載のとおりです。議案第24号申請番号11番から25番関連の案件であり、営農型太陽光発電設備設置のための使用貸借権設定及び区分地上権設定のための申請です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第14、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第18号についてご説明いたします。議案書の43ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。報告第8号整理番号1番の追認を得るための案件です。以上です。

。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、16番委員。

16番委員 議案第18号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。この案件は、報告第8号整理番号1番関連案件であります。現地案内図は1ページです。去る2月10日午後2時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。昭和44年6月に農地転用の許可を受け、住宅を建てた後に隣接する当該地に植栽し、庭として利用してきました。この度、相続を受け、土地調査を行ったところ、転用許可を得ていないことが判明し、追認を受けるための転用申請となります。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上であります。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 15、議案第 19 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 19 号についてご説明いたします。議案書の 44 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。報告第 8 号整理番号 2 番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 19 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 2 ページになります。この案件は、報告第 8 号整理番号 2 番関連の案件です。申請内容は記載のとおりです。去る 2 月 8 日午前 8 時頃より、代理人行政書士及び申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士及び申請人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 16、議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る買受適格証明願について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 20 号について説明いたします。議案書の 45 ページになります。申請者の住所、氏名、土地の表示、競売の日程等については記載のとおりです。今回、1 件の競売物件があり、農地法第 5 条での申請となります。手続きの流れとしましては、審議の結果、買受資格の適格者である場合は、福島県より交付される「買

受適格証明書」を添付して競売に参加することになります。買受適格証明願の申請の段階で、農地法の基準で審議し、適格者と承認を受け、その後、競売で落札した場合に、県から転用の許可指令書を交付することになり、その後、農地の権利移転・事業実施へと移ります。今回の申請者が農地法第5条の許可基準を満たす適格者であるかのご審議をお願いします。なお、現地調査員に調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言をお願いします。

議 長 3 番委員。

3 番委員 議案第 2 0 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 3 ページになります。申請事由については、記載のとおりとなっております。去る 2 月 9 日午後 2 時頃より、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 7、議案第 2 1 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 2 1 号についてご説明いたします。議案書の 4 6 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、申請番号 1 番及び 2 番については、用途地域内農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番、2 番について、9 番委員。

9 番委員 議案第 2 1 号申請番号 1 番について、現地調査報告をします。現地案内図は 4

ページになります。去る２月１１日午前１１時３０分頃より、譲受人代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人代理人からの聞き取り、また、現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。

続いて、議案第２１号申請番号２番について、現地調査報告をします。現地案内図は同じく４ページになります。去る２月１１日午前１０時１０分頃より、譲受人代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人代理人からの聞き取り、また、現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。

議案第２１号申請番号１番、２番について、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号３番について、１０番委員。

１０番委員 議案第２１号申請番号３番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は５ページになります。去る２月８日午前１１時頃、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１８、議案第２２号「農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号２番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第３１条の規定により、天野推進委員には、この間、退席を願います。暫時休議いたします。

 （休議）

議 長 再開します。事務局から申請番号２番の説明を求めます。

事務局 議案第２２号申請番号２番についてご説明いたします。議案書の４７ページ、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第２種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号２番について、１８番委員。

１８番委員 議案第２２号申請番号２番について、現地調査の結果を報告いたします。なお、現地案内図は７ページのとおりです。去る２月８日午後２時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。天野推進委員の復席を許します。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。それでは、議案第２２号「農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」の残り１件について審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第２２号の残り１件についてご説明いたします。議案書の４７ページ、申請番号１番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第２種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号１番について、１８番委員。

１８番委員 議案第２２号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。なお、現地案内図は６ページのとおりです。去る２月８日午後２時頃より、代理人行政

書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 19、議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 23 号についてご説明いたします。議案書の 48 ページ及び 49 ページ、申請番号 1 番から 5 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番につきましては、現場事務所、駐車場等に使用するための一時転用の申請であり、転用期間は許可日から 3 年間となっております。申請番号 2 番と 3 番はお互いに関連であり、太陽光発電設備設置用地の転用と、工事に伴う資材置場としての一時転用となっております。なお、一時転用期間は許可日から 5 カ月となっております。申請番号 4 番、5 番については、都市計画の用途地域内農地に太陽光発電設備を設置するための申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、1 番委員。

1 番委員 議案第 23 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 8 ページです。申請内容は記載のとおりです。去る 2 月 8 日午後 1 時 30 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番から 5 番について、9 番委員。

9 番委員 議案第 2 3 号申請番号 2 番について、現地調査報告をします。なお、この案件は議案第 2 3 号申請番号 3 番の関連案件となります。現地案内図は 9 ページになります。去る 2 月 8 日午後 3 時 1 5 分頃より、代理行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしている判断しました。

続きまして、議案第 2 3 号申請番号 3 番について、現地調査報告をします。なお、この案件は議案第 2 3 号申請番号 2 番の関連案件となります。現地案内図は同じく 9 ページになります。去る 2 月 8 日午後 3 時 2 0 分頃より、代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。

次に、議案第 2 3 号申請番号 4 番について、現地調査報告をします。現地案内図は 1 0 ページになります。去る 2 月 8 日午後 3 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。

次に、議案第 2 3 号申請番号 5 番について、現地調査報告をします。現地案内図は同じく 1 0 ページになります。去る 2 月 8 日午後 2 時 5 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。

以上、議案第 2 3 号申請番号 2 番、3 番、4 番、5 番について、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 2 0、議案第 2 4 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 2 4 号についてご説明いたします。議案書の 5 0 ページから 5 8 ページ、

申請番号１番から２５番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号１番から９番につきましては、第２種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請になります。申請番号１０番については、報告第８号整理番号３番の関連であり、既に許可を受けている営農型発電設備の一時転用期間が満了しており、再度一時転用の許可を受けるものとなっております。転用期間は３年間、営農作物はヒサカキであり、設定人が営農者となります。申請番号１１番から２５番につきましては、いずれも議案第１７号の関連であり、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請です。転用期間は１０年間、営農作物については申請番号１４番のみブルーベリーで、その他はヒサカキです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号１番から３番について、１８番委員。

１８番委員 議案第２４号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。なお、現地案内図は１１ページのとおりです。去る２月９日午後１時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。

 続きまして、議案第２４号申請番号２番及び３番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は１２ページのとおりです。去る２月９日午後１時１５分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。

 皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号４番から７番について、１２番委員。

１２番委員 議案第２４号申請番号４番から７番について、現地調査の報告をいたします。申請番号４番ですが、現地案内図は１３ページになります。申請事由に記載のとおり、野立型太陽光発電設備にかかわる転用案件でございます。去る２月９日午前１０時１０分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づいて、状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

続いて、申請番号５番と６番であります。設定人、所在及び地番が同一でありますので、一括して現地調査の報告をいたします。現地案内図は１４ページとなります。先に報告した申請番号４番と同様、野立型太陽光発電設備にかかわる転用案件でございます。去る２月９日午前９時５０分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づいて、状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、申請番号７番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は１５ページとなります。本案件も、野立型太陽光発電設備にかかわる転用案件でございます。去る２月９日午前９時３０分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づいて、状況等を調査した結果、特に問題なく、立地基準、一般基準を満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

以上４件の報告といたします。

議 長 次に、申請番号８番から１０番について、１１番委員。

１１番委員 議案第２４号申請番号８番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は１６ページになります。去る２月１０日午前１０時２５分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第２４号申請番号９番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は１７ページになります。去る２月８日午後３時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第２４号申請番号１０番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は１８ページになります。報告第８号整理番号３番関連になります。申請事由は記載のとおりでございます。去る２月８日午前１０時頃より、設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 1 1 番について、現地調査委員を代表しまして、1 4 番委員から報告をお願いします。

1 4 番委員 議案第 2 4 号申請番号 1 1 番の現地調査についてご報告いたします。現地案内図は 1 9 ページになります。本案件は、畑地において営農型太陽光発電設備を導入するもので、先に審議されました、議案第 1 7 号申請番号 1 番、2 番と関連するものであります。現地調査は、2 月 9 日午前 9 時 3 0 分頃より、私と 4 番委員の 2 名で申請人の代理人及び営農者立ち会いのもとに行いました。調査項目に基づきまして、代理人及び営農者からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断しました。なお、当該申請地は南側に緩く傾斜している畑地でありまして、片面の排水が南側に接したコンクリート製の水路に流入するような地形となっており、このため、発電設備の設置に先立ちまして、コンクリート製の水路の土砂上げを行うとともに、今後、水路の管理団体等維持管理に協力するよう指導してまいりました。以上ご報告申し上げます。

議 長 次に、申請番号 1 2 番について、現地調査委員を代表しまして、4 番委員から報告をお願いします。

4 番委員 議案第 2 4 号申請番号 1 2 番の現地調査についてご報告いたします。現地調査は去る 2 月 9 日午前 9 時 4 5 分頃より、私と 1 4 番委員の 2 名で、申請人の代理人及び営農者立ち会いのもとに行いました。現地案内図は 2 0 ページになります。申請事由は記載のとおりです。また、先に審議された議案第 1 7 号申請番号 3 番、4 番と関連するものであります。調査書の調査項目に基づき、代理人、営農者からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 1 3 番、1 4 番について、現地調査委員を代表しまして、9 番委員から報告をお願いします。

9 番委員 議案第 2 4 号申請番号 1 3 番について、現地調査報告をします。なお、この案件は議案第 1 7 号申請番号 5 番、6 番との関連案件となります。現地案内図は 2 1 ページになります。去る 2 月 1 1 日午前 9 時 3 0 分頃より、被設定人代理人立ち会いのもと、5 番委員と 2 名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人代理人からの聞き取り、また、現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。

次に、議案第24号申請番号14番について、現地調査報告をします。なお、この案件は議案第17号申請番号7番、8番との関連案件となります。現地案内図は21ページになります。去る2月11日午前9時10分頃より、被設定人代理人立ち会いのもと、5番委員と2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人代理人からの聞き取り、また、現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。

議案第24号申請番号13番、14番について、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号15番から17番について、現地調査委員を代表しまして、18番委員から報告をお願いします。

18番委員 議案第24号申請番号15番について、現地調査の結果を報告いたします。なお、本案件は議案第17号申請番号9番及び10番の関連案件でございます。現地案内図は22ページのとおりです。去る2月10日午後3時30分頃より、私及び16番委員の2名で、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。

続きまして、議案第24号申請番号16番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は23ページのとおりです。なお、本案件は議案第17号申請番号11番、12番関連案件でございます。去る2月10日午後3時30分頃より、私及び16番委員と合同で、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。

最後に、議案第24号申請番号17番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は24ページのとおりです。なお、本案件は議案第17号申請番号13番、14番の関連案件でございます。去る2月10日午後3時30分頃より、私及び16番委員と合同で、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。

この3件について、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号18番から21番について、現地調査委員を代表しまして、12番委員から報告をお願いします。

12番委員 議案第24号申請番号18番から21番まで、営農型太陽光発電設備にかかわる一時転用の現地調査について報告をいたします。

まず、申請番号18番と19番は、設定人は違いますが、現地案内図の24ページを見ていただくと、申請の所在地が隣接しておりますので、一括報告させていただきます。申請番号18番は、議案第17号申請番号15番及び16番との関連案件、そして、申請番号19番は、議案第17号申請番号17番と18番との関連案件でございます。申請内容等、申請事由は記載のとおりでございます。去る2月9日午前10時25分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、3番委員と私の2名で、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、許可申請、事業計画内容の確認、そして、現地の状況等を調査した結果、当該地は保全管理がされており、南相馬市の設置等の考え方に特段問題はなく、適正であると判断をいたしました。また、一般基準の事業実施の確実性と、妥当性であります。認定通知書、同意通知書、認定の回答書、さらに、土地改良区の意見書等を受けているところでございます。さらに、土地利用計画図、営農計画書、申請関係者より念書が提出されておまして、問題はなく、基準を満たしている判断をいたしました。皆様のご審議方よろしく願いをいたします。

続いて、議案第24号申請番号20番について、現地調査の報告をいたします。本案件は、議案第17号申請番号19番と20番の関連案件です。現地案内図は25ページとなります。申請内容等、申請事由は記載のとおりでございます。去る2月9日午前11時5分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、3番委員と私の2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、許可申請、事業計画内容の確認、そして、現地の状況等を調査した結果、現地3筆の畑は復興組合によって保全管理されております。さらに、南相馬市の設置の考え方に照らして、適正であると判断をいたしました。また、一般基準の事業実施の確実性と、妥当性については、認定通知書、同意通知書、設置回答書等を受けております。さらに、土地利用計画図、営農計画書、申請関係者より念書が提出されており、問題なく基準を満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

続いて、議案第24号申請番号21番について、現地調査の報告をいたします。本案件は議案第17号申請番号21番及び22番との関連案件でございます。現地案内図は26ページとなります。申請内容と申請事由は記載のとおりでございます。去る2月9日午前11時40分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、3番委員と私の2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、許可申請、事業計画内容の確認、そして、現地の状況等を調査した結果、現地の畑は適切に管理されており、南相馬市の設置の考え方にも適切であると判断をいたしました。ただし、隣接して東西に1戸ずつ住宅があるため、再度ご理解とご

承認をいただくよう、指導したところであります。また、一般基準の事業実施の確実性と妥当性については、認定通知書、同意通知書、設置回答書等を受けており、さらに、土地利用計画図、営農計画書、申請関係者３名より念書が提出されておりまして、特に問題なく基準を満たしていると判断をいたしました。

以上、申請４件報告とあわせて、ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号２２番から２５番について、現地調査委員を代表しまして、１１番委員から報告をお願いします。

１１番委員 議案第２４号申請番号２２番について、現地調査の報告をいたします。議案１７号申請番号２３番、２４番関連になります。現地案内図は２７ページになります。去る２月１０日午前１０時１０分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を２番委員と行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。なお、パネル下面積３５６平方メートルにヒサカキを６２株、余剰地に南天を１０株植え付ける予定です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第２４号申請番号２３番について、現地調査報告をいたします。議案第１７号申請番号２５番、２６番関連になります。現地案内図は２７ページになります。去る２月１０日午前１０時１０分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を２番委員と行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。なお、パネル下面積４９７平方メートルにヒサカキ６６株植え付け予定です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第２４号申請番号２４番についての現地調査を報告いたします。議案第１７号申請番号２７番、２８番関連になります。現地案内図は２８ページになります。去る２月１０日午前９時３５分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を２番委員と行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。なお、パネル下面積６８５平方メートルにヒサカキ７８株、余剰地に南天３株植え付け予定です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第２４号申請番号２５番についての現地調査を報告いたします。議案第１７号申請番号２９番、３０番関連になります。現地案内図は２８ページになります。去る２月１０日午前９時５０分頃より、代理人行政書士立ち会

いのもと、現地調査を２番委員と行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。なお、パネル下面積７５０平方メートルにヒサカキを８８株、余剰地に南天１０株を植え付け予定とのことです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

以上、４件よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 １７番委員。

１７番委員 申請番号１４番の営農作物はブルーベリーということですが、土壌分析等はあるのか、収量の報告があるのかどうか、また、営農型太陽光発電の場合、営農作物はヒサカキが多いようですが、ヒサカキの出荷状況や販売結果は、農業委員会や県では把握しているのかお伺いいたします。

議 長 ９番委員。

９番委員 申請番号１４番の事業計画面積は、総面積約６，０００平方メートル近くありますが、その中で実際の事業面積は１，２００平方メートル程度となっています。ブルーベリーの収穫には２年以上かかるということで、一時転用期間は１０年間となっています。また、ブルーベリーについては、加工用を見ているということでした。摘み取りの方法については、基本は労力を費やしての手摘みをしていくようです。なお、今回の現地調査において、毎年の収穫について求めるようなことはしませんでした。私も、営農作物がブルーベリーでの現地調査は初めてでしたので、今後どのような指導をしていけばいいのか、検証していきたいと思っております。以上です。

議 長 その他、事務局よりお願いします。

事務局 只今、１７番委員からありました、今後のヒサカキの出荷状況の把握についてですが、営農型太陽光発電設備を設置した事業者及び営農者に対しましては、毎年、１年間でどのくらいの収量を得たのか、何処にどのくらい出荷したのかについて、状況報告をいただくようになっております。なお、ヒサカキですと、植え付けしてから出荷できるまで５年近くかかると思いますので、それまでの収量はゼロということで報告いただきまして、５年目以降からは、実際どのくらい収穫して、何処にどのくらい出荷したのか、領収書等を添付し報告をいただく予定と

なっております。以上です。

議 長 17番委員、よろしいですか。

17番委員 ありがとうございます。

議 長 その他、質疑等があれば発言をお願いします。

議 長 15番委員。

15番委員 営農型太陽光発電のパネル下部での営農作物は、事業者が異なってもほとんどがヒサカキですが、農業委員会事務局で指導しているのでしょうか。今回、ブルーベリーは1カ所だけで、その他は全てヒサカキですから、何か指導しているのかお伺いいたします。

議 長 事務局。

事務局 営農作物の選定につきましては、特段、農業委員会事務局から案内しておりません。なお、毎年の営農状況の報告の際には、パネル下部の営農状況がどのようなになっているのか、写真を付けて提出いただくようになっておりますので、許可を受けた作物と別な作物が作付けされているといったことは、基本的にはないと考えております。以上です。

議 長 15番委員、その他ありますか。

15番委員 はい、わかりました。

議 長 その他、質疑等があれば発言をお願いします。

議 長 12番委員。

12番委員 パネル下部の営農作物の件ですが、南相馬市の考え方の中に適切な作物が例示されています。その中にヒサカキはありません。しかし、南相馬市として適切な作物を示していますので、参考までですが、確認をいただいたほうがよろしいかと思います。

議 長 2番委員。

2 番委員 営農作物について、ヒサカキ、南天が多いというのは、まず、国内の市場で流通しているヒサカキの約 9 割が中国からの輸入であり、国内需要があるということ、また、日陰でも生育できる効率の良い作物ということで、ヒサカキが選ばれているのではないかと考えます。以上です。

議 長 その他、質疑等があれば発言をお願いします。

議 長 1 2 番委員。

1 2 番委員 余剰地の営農作物については、パネル下部についての規制はありますが、余剰地についてはありません。ただし、農業委員会として、余剰地も作物を栽培すべきという見解があるため、それぞれの事業者に指導して、作付してもらっています。そのため、余剰地に南天を植栽するということでもあります。

議 長 事務局。

事務局 只今、ご意見いただきましたことにつきまして、補足をさせていただきます。まず、農地法第 3 条の許可基準としまして、許可を受けた土地については、全部、効率的に耕作することを条件として許可を出しております。営農型太陽光発電設備につきましては、土地一筆、つまり、パネル下部だけでなく、それ以外の部分につきましても、同様に農地法第 3 条の許可を受けている場所になりますので、基本的には耕作の用途に使用していただかなければならないということで、余剰地も何かしら作付けいただいている状況になっております。以上です。

議 長 その他、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 2 1、議案第 2 5 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号 2 番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第 3 1 条の規定により、天野推進委員には、この間、退席をお願いします。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。事務局から申請番号 2 番の説明を求めます。

事務局 議案第 2 5 号申請番号 2 番についてご説明いたします。議案書は 5 9 ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。不耕作により非農地化したことに対する証明申請であり、申請のあった農地 3 筆全てを非農地と判定いたしました。なお、農地利用状況調査の結果により、再生利用が困難と判断された農地のため、土地の所有者へ事前に現況確認証明申請の受付案内を送付しており、今般申請のあったものとなっております。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 2 番について、1 2 番委員。

1 2 番委員 議案第 2 5 号「現況確認証明申請について」現地調査の報告をいたします。去る 2 月 6 日午前 1 0 時 1 0 分頃から午後 0 時 1 5 分頃まで、申請番号 1 番から 6 番まで、農地利用最適化推進員 2 名、事務局員 1 名、私の 4 名で現地調査を行いました。

申請番号 2 番であります、申請番号 1 番と現地案内図の 2 9 ページをご覧ください。当該地は、所在地が同一で申請番号 1 番と 2 番が混在しておりますので、一括して報告をさせていただきます。現地は、大変荒れておりまして、農地の様相は全くございませんでした。また、進入路は見当たりませんでした。竹と雑木が繁茂して、山林化の状況でありましたので、既に農地への復旧は不可能だと確認して、非農地と判断いたしました。以上、ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

議 長 1 5 番委員。

1 5 番委員 現地調査の際、立会人から申請地の場所を教えてもらうことがありますが、特に荒れている土地ですと、どこからどこまでの区域なのかよくわかりません。大体の目安でもよいので印があればわかりやすいと思いますが、事務局ではどのように考えているのかお伺いします。

議 長 事務局。

事務局 今回の現況確認証明につきましては、代理人行政書士及び申請人からの直接の申請でしたが、現地の目印につきましては、特段実施しておりませんでした。確かに、現地調査の際、申請地がどこからどこまでの区域なのか、分かりづらい部分もあるかと思しますので、今後、申請内容に順応しまして、必要だと思われる箇所につきましては、申請人に目印をつけていただくよう、ご案内することと考えていきたいと思っております。

議 長 １２番委員。

１２番委員 今回、現地調査を実施した私から報告させていただきます。現地調査書類には、区域の線引きがされた航空写真が添付されておりました。特に、申請番号１番と２番については、何処が境なのか、現地と航空写真とを確認をしながら、現地調査を実施しましたので報告をさせていただきます。以上です。

議 長 １５番委員、いかがですか。

１５番委員 面積が広いと、現地調査は本当に苦労します。畦畔などで段差があれば、分かりやすいのですが、大体の目安をつけてもらえたら、場所が特定できていいと思います。その辺いかがでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 今後、申請内容や状況等を踏まえ、申請人に依頼するなど、対策を考えていきたいと思っております。以上です。

議 長 １５番委員、よろしいでしょうか。

１５番委員 はい、了解しました。

議 長 その他、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。天野推進委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、議案第 2 5 号「現況確認証明申請について」の残り全部について審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 2 5 号の残り全てについてご説明いたします。議案書の 5 9 ページから 6 1 ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。不耕作により非農地化したことに対する証明申請であり、申請のあった農地全てを非農地と判定いたしました。なお、農地利用状況調査の結果により、再生利用が困難と判断された土地の所有者へ現況確認証明申請の手續案内を送付しており、今般申請のあったものも含まれております。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 1 番、3 番、4 番、5 番、6 番について、現地調査委員を代表しまして、1 2 番委員から報告をお願いします。

1 2 番委員 それでは、申請番号 3 番からご説明申し上げます。申請番号 3 番であります、現地案内図は 3 0 ページとなります。進入路は申請地で行き止まりでございました。当該地は竹と笹が繁茂している傾斜地に挟まれておりまして、農地としての利活用はなかなか困難極める状況でありました。そして、細長い形状の土地でその先はありません。長期間不耕作で放置されており、原野化の状況で、竹、笹、雑木等で山林化すると確認し、非農地と判断をさせていただきました。

 続いて、申請番号 4 番についてですが、現地案内図は 3 1 ページとなります。現況の課税地目は畑となっておりますが、現地で確認をさせていただきました。さらに、登記簿上は原野となっておりますので、現地確認の上、登記簿謄本どおり、非農地と判断をさせていただきました。

 続いて、申請番号 5 番につきましては、現地案内図は 3 2 ページとなります。現地案内図のとおり、3 カ所に点在しております。まず、議案書に記載の上段から、田 5 筆、畑 3 筆については、杉林、竹、雑木、笹藪等の傾斜地によって、日陰地で、さらに、ぬかるみの状態化を呈してございました。特に、田は水源もなく、区画や用水路等の様相は消滅し、原野化の状況下にあったところでございます。下段の畑 2 筆は記載のとおり周囲は山林で、当該地も同様に竹と雑木が繁茂して山林化の状況でありまして、1 0 筆ともに非農地と判断をさせていただきました。

 最後に、申請番号 6 番ですが、現地案内図は 3 3 ページとなります。4 カ所で 6 筆となります。地番 1 7 番、2 0 番、7 6 番は現地案内図 3 3 ページの右側 2 カ所ですが、周囲は杉や雑木の太木が茂る山林で囲まれた暗い日陰地で、さらに、津波の時に被害を受けたところであります。既に原野となっております、非農

地と判断をいたしました。１５番と１６番は小規模で、雑木林に挟まれた大変急な傾斜地でありまして、農機具の進入路はありません。そして、従来から耕作した形跡がなく、現況は原野でありました。さらに、６番は登記簿上、宅地になっております。現況も若干原野化しておりましたので、登記簿どおり農地でないと判断をいたしました。

以上、現地調査の報告とさせていただきます。皆様のご審議方、よろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号７番から１０番について、現地調査委員の８番委員が欠席のため、事務局から報告を願います。

事務局 それでは報告いたします。申請番号７番から１０番の現地調査につきましては、去る２月６日の午後１時３０分より、農業委員１名、農地利用最適化推進委員２名、事務局職員１名の計４名で実施いたしました。

まず、申請番号７番ですが、現地案内図は３４ページになります。当該地は県道相馬浪江線の東側に位置し、以前は桑畑として使用されていたとのことですが、養蚕をやめてから不耕作となり、現地は山林化しております。進入路も荒廃し、機械の搬入ができない状況であることから、非農地と判定いたしました。

続きまして、申請番号８番ですが、現地案内図は３５ページになります。当該地は山の法面になっている部分であり、雑木や竹が生い茂っている状況でありました。農地への復元は困難であり、復元を行ったとしても土地の形状からして、継続して耕作することが困難な土地であると思われることから、非農地と判定いたしました。

続きまして、申請番号９番ですが、現地案内図は３６ページになります。当該地は宅地の裏側に残された土地であり、面積が狭小かつ、隣接する農地とは１メートルから２メートル近く段差があるため一体的な利用ができず、営農の用途としてはとても利用できる状況ではなかったため、非農地と判定いたしました。

続きまして、申請番号１０番ですが、現地案内図は３７ページになります。当該地は小高い丘のような形状であり、地目が牧場ということで、以前は牧草地等として利用していたとのことですが、雑木が立派に成長しており、原状回復が不可能なほど山林化しておりました。機械搬入路も同様に荒廃しており、土地への進入ができない状況であることから非農地と判定いたしました。

以上４件について皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 2 2、議案第 2 6 号「令和 5 年度標準農作業料金の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 2 6 号についてご説明いたします。議案書の 6 2 ページから 6 3 ページになります。令和 4 年 1 2 月 1 5 日開催の農地専門委員会で協議した素案をもとに、令和 5 年 1 月 2 6 日開催の標準農作業料金検討会議で原案を作成し、その結果を定例総会において決定を求めるため提案させていただくものです。令和 5 年度の農作業料金は令和 4 年度標準農作業料金から変更はありません。この内容について、ご審議いただき決定となれば、各関係機関及び市の広報誌等で周知を図る運びとなっております。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 2 3、議案第 2 7 号「南相馬市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 2 7 号についてご説明いたします。議案書の 6 4 ページから 6 9 ページになります。6 6 ページ「資料 1」を参照ください。令和 5 年 4 月 1 日に施行される「個人情報保護法の一部改正」により、各自治体が別々に定める「個人情報の取扱い」が全国的に一本化される、共通化されるというものです。一本化するため、本市の個人情報保護条例が法律に沿った条例や規則として新規制定することに伴い、農業委員会所管の規程について、現行を廃止し、新規に制定するため、提案するものでございます。具体的に説明しますと、議案書 6 9 ページの「資料 2」の新旧対照表をご覧ください。右の欄は現在の規程、左の欄は新規規程です。変更となるのは下線部分で、「法律」や「新しい条例と規則」の名称に置き換えます。そうすることで、法律や市の条例・規則に沿って新制度を運用できるというものです。ご審議方よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告５件、及び議案１６件、合わせて２１件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の２月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

（閉会 午後３時１５分）

南相馬市農業委員会会議規則第２４条第１項及び第２項の規定により署名する。

令和５年３月１５日

議事録署名人（１６番・サトウ ヒロシ）

議事録署名人（１７番・ハンガイ マチコ）

議事録署名人（１８番・コンノ ヨシキ）
